

多度津町農業委員会議事録

令和3年10月20日午前8時54分より午前9時33分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）

9番委員

秋山義充

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

議長 ないようですので、議案の審議のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局よりご説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

番号1番の補足といたしまして、譲渡し理由は経営縮小、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号2番の補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号3番の補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号4番の補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、4件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等をお聞きする前に、それぞれの売買の単価をちょっと順番にお知らせできれば。

事務局 まず、番号1番の青木の2筆ですが、2筆で●●●万円となっております。

続きまして、番号2番の見立の7筆につきましては、7筆で●●●万円となっております。

続きまして、番号3番の見立の2筆につきましては、2筆で●●万●●●●●円となっております。

最後に、番号4番の見立の1筆で●●万●●●●●円となっております。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第1号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議がないということで、議案第1号を承認いたします。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由としては太陽光発電設備となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年12月1日、工事完了が令和4年5月1日となっており、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費の合計が3,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上あれば、町建設課の開発許可申請の協議に該当しますが、町建設課に確認を取ると太陽光発電設備の場合は該当いたしません。また、太陽光発電設備に関する補足説明としまして、農振除外につきましては香川県が定める判断基準において必要性を確認します。太陽光発電設備の場合、農地転用申請の事業面積が3,000平米以下であること、また所有者の太陽光発電設備の累計の事業面積が3,000平米以下であることが条件となっております。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たして

いると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

推6番委員

ちょっとすみません、1,000平米って約1反ですよ。1反で300キロワット近く発電できるのは、ちょっと分からないのですが。

事務局

これですが、農地転用面積としては1,000平米です。また、雑種地が2枚あります。雑種地につきましては、2筆で1,280平米。雑種地2枚と田が1,000平米、合計転用面積としては2,281平米。これについては、293キロワットの太陽光パネル528枚。農地転用としたら、田を転用するだけであって、それに併せて雑種地を使うので、この欄のほうには雑種地の面積は載ってないのですが、許可書のほうには載っておりますので、そこは問題ありません。

職務代理者(3番)

それやったら、概要のところでは併用地ありと記載してもらわないと分からないです。

事務局

そうですね。今後そういうふうに対応させていただきます。

議長

よろしくお願いします。

今の回答でよろしいですか。

推6番委員

はい。

議長

ほかに。

先ほど、この申請についての説明の中で、太陽光発電に伴う規制の内容等、若干説明がありましたけども、そういったことも含めまして、何かほかにご意見、ご質問あればよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議ないというふうなことで、議案第2号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

事務局より説明をお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として宅地分譲4区画となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年1月10日、工事完了が令和4年12月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計2,070万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当いたします。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として貸し資材置場となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年1月9日、工事完了が令和4年1月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計100万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当いたしません。

農地転用申請の補足説明をしますと、8月定例会終了後の勉強会の中で、農振除外申請があれば、その2か月後以降に農地転用申請があると伝えた内容と照らし合わせると、今回の議案第2号1番の農地法第4条申請の太陽光発電設備と議案第3号2番の農地法第5条申請の貸し資材置場があります。この2つの申請は、8月に農振除外申請があり、その2か月後の10月農地転用申請に至ったということになります。

また、同じく8月に農振除外申請がありました葛原と善通寺市との行政境において●●●● ●●●の●●●●●●●●の申請と●●●●●●●の●●●●●●●●の分譲住宅の申請については、来月11月申請予定となっております。

次に、農振除外の説明をしますと、8月に農振除外申請については、香川県から事前協議において異議なしとの回答があり、町において9月17日から10月18日までの30日間の公告縦覧期間が終わりました。現在、11月2日までの15日間の異議申立て期間中になります。期間終了後、香川県農政課との本協議という手続に入り、問題がなければ多度津町での公告を行い、農振除外申請の手続が完了となります。また、併せて農地転用申請も手続が完了となり、許可になります。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明がありました議案第3号につきまして、何かご意見、ご質問あればよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

ここで、次の議案第4号に入る前に、今説明でお気づきになった方もおいでだと思いますけども、先ほど説明で若干触れておりますけども、先々に勉強会を行い農地転用等々につきましてお勉強をしたことを踏まえて、今月から先ほどの4条申請、今の5条申請等々につきましては、説明のところでその条文、その内容、どうしてこうなるのかというふうなことを踏まえて説明をしていただいたというふうに思っております。今後、そういった格好で議案説明についてはやっていきたいなというふうに思っておりますので、さらにもうちょっとこう

いうことも踏まえながら説明してほしいということがあれば、その都度ご意見を賜りたいなあというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん、●●委員さん、●●●●委員さん、一時退席をお願いします。

(●●委員、●●委員、●●委員退席)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で46件、10万6,198平米の申請があり、全て使用貸借権での設定になります。内訳としまして、更新が5件、5,443平米、新規が41件、10万755平米になります。

補足としまして、5ページから16ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、10月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたけども、これにつきまして何かご質問ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ご意見ないようですので、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第4号を承認といたします。ありがとうございました。

(●●委員、●●委員、●●委員着席)

議長 続きます、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

ご説明をお願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

こちらは、農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取をすることとなっております。香川県農地機構から、右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所有者である貸手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、この点につきましてご意見、ご質問よろしくお願いたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

これで議案につきましては終了というわけでございますけども、議案の全体に当たりまして、何か気づいた点等ありましたら。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 それでは、事務局よりその他につきましてご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局長 事務局より2点ご報告させていただきます。

1点目は相続届出について、2点目は来月分の農地機構貸借案件についてです。

事務局 **【その他2点について事務局より説明】**

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

11月の小委員会は18日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は8番中村委員、推進委員は8番宮武委員にお願いしたいと思います。

定例会は、19日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は、4番三野委員、5番横關委員、6番斯波委員のうち、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、全体にわたりまして何かご意見、ご質問等あればよろしくお願いたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長

また、私のほうからで申し訳ないですけど、昨日の小委員会のところでも事務局にもお伺いしたのですが、先月皆さんのご承知のとおりアンケートで、いろんなご意見を集めさせていただいております。その結果というか、どういうご意見、ご要望があったという整理につきましては、回答も含めてまだ完全に出来上がってないということのようでございます。いずれにしても、前回のところでも若干触れさせていただきましたけれども、今後の方向としては今言ったようなご要望等々が整理できたら、こういう意見が、要望がありましたということをご周知して、その内容によっては、勉強会を開かないかとか、先ほどの4条、5条申請のところでも議案の説明していただいたように、その都度の定例会のところでもできることは改善していきたいとか、いろんな方向性があるかと思います。そういったことを再度整理していきたいということで、昨日の小委員会でも話し合いをいたしておりますので、来月のところでそういった、こんなご要望があったということをお示しできるようでございますので、今後ともよろしくお願をいたしたいと思います。

再度、全体にわたりまして何かございましたらよろしくお願いたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

そうしたら、ないようですので、これをもちまして10月の定例会を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。お疲れでございました。